

FIT 層の誘客促進に向けた観光コンテンツ造成事業

## 企画提案審査要領

令和 7 年 8 月  
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「F I T層の誘客促進に向けた観光コンテンツ造成事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、別添資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、下記4に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等に基づいて行う。
- (2) コンペ参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等に基づく審査を行うものであること。なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等に基づく審査を実施し、各審査員の評価点の合計が、総得点（300点）の60%以上（180点以上）であることを合格の目安として、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

## 3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

## 審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
企画内容の 的確性	業務目的	・ 業務目的を理解し、その達成のための的確な提案となっているか。	10	20
	事業実施効果	・ インバウンド個人旅行者（FIT）の誘客を促進、受入態勢整備を推進する提案となっているか。	10	
業務内容	周知・集客業務	・ 観光事業者に対する周知・集客方法として効果的な内容が提案されているか。	10	50
	セミナーの開催 及び運営業務	・ 講義内容は、観光事業者等が理解しやすいものとなっているか。 ・ 招請する講師は、同様のセミナーでの講師経験がある者が提案されているか。	20	
	OTA コンテンツ 販売伴走支 援業務	・ 秋季観光キャンペーンのコンテンツと連動した内容が提案されているか。 ・ 観光事業者がOTAにてコンテンツ販売を行うに当たって、十分な内容が提案されているか。	10	
	進捗管理・ 業務報告等	・ 進捗管理方法は妥当か。	10	
業務 遂行能力	スケジュール	・ 業務スケジュール案は実現可能なものか。 ・ 効率的なスケジュールとなっているか。	10	30
	業務実施体制	・ 業務を実施するうえで十分な体制であるか。	10	
	費用積算内訳	・ 事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	
合 計			100	